

「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画(素案)  
 によせられたご意見に対する区の考え方について(回答)」

別紙

- 1 パブリックコメント実施期間 平成23年1月8日～1月22日まで  
 2 意見提出者数 個人7、団体2  
 3 意見件数 65件

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
1		全般的に具体的に何をするのか、提示してほしい。	素案では、4つの「めざす姿」の下に、19の「課題」と27の「施策の方向」、そして51の取組、あわせて「計画を推進するための仕組み」を公表しました。 第四次行動計画では、各取組を実現するためのより具体的な個別事業を位置付けました。 さらに、計画を実施していくにあたり、板橋区男女平等参画基本条例に基づく毎年度ごとの実施状況報告書の作成を行い、進捗状況も公表してまいります。
2		素案は抽象的で具体性に欠ける。区民にやる気という意識を持たせ、具体的な行動に移るための動機付けをするような、区民の行動パターンへの配慮が必要。	素案では、4つの「めざす姿」の下に、19の「課題」と27の「施策の方向」、そして51の取組、あわせて「計画を推進するための仕組み」を公表しました。 第四次行動計画では、各取組を実現するためのより具体的な個別事業を位置付けました。 さらに、計画を実施していくにあたり、板橋区男女平等参画基本条例に基づく毎年度ごとの実施状況報告書の作成を行い、進捗状況も公表してまいります。 事業の実施にあたっては、区民の方の行動に結びつく手法等を検討・工夫してまいります。
3		男性の特性、女性の特性を尊重し合い、助け合う家庭や地域社会を作る一員としての教育こそ現在最も欠けていると思う。男女共同参画の視点には、権利(特に女性の権利)主張の偏りとおしつけを感じてやまない。	板橋区男女平等参画基本条例にうたわれている「すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別を受けることなく、一人ひとりが能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現」に向け、計画を推進してまいります。
4	全 体	女性の7割が非正規と言われ、圧倒的に中小企業が多い板橋区の現状を分析、実態を反映したものとなっているか疑問を持った。働く場の確保、働くため・働き続けるための手段(保育園・学童保育・介護施設等)の整備が最優先である。男女平等意識の啓発・啓蒙を謳っても、現実の生活実感から遠い計画に感じる。	第四次行動計画は、男女平等参画社会実現に向けて、総合的、計画的に施策を進めていくことを目的に策定しており、就労に向けた支援、環境整備等の施策とあわせて、男女平等参画についての意識の啓発も引き続き不可欠だと認識しています。
5		互いに尊重し合える、助けあえる家庭を築いていけるようになればいいと思う。個人個人の人格を磨いていくことなくしては、社会問題は解決しない。子どもの教育が本当に重要だと思う。それぞれの特性を認めつつ、調和していける家庭が増えるよう、お互いが助け合い理解しあえるような家庭学、親学、コミュニケーション学のような講座が多くあればいいと思う。家庭の中で、相手のことを考えて譲歩して、相手のために何かしてあげようかなど考える、そういう輪が板橋区全体に広がればと思う。	板橋区男女平等参画基本条例では人権尊重をはじめとした5つの基本理念を定めています。 第四次行動計画では、「めざす姿1」において、この基本条例を分かりやすく幅広い年代の区民の方々へ発信し定着につなげる取組を掲げるなど、板橋区における男女平等参画社会実現を図ります。 ご提案いただいた講座につきましては、取組の中で検討をしていきます。
6		「男女平等の意識」という文言が何度か出てくるが、ただ男女平等の意識では、意識はあっても意義とか大切さはわかっていないこともあると考えられることから、「男女平等の大切さ」または「男女平等の大切さの意識」に修正したほうが良い。	ご意見の趣旨を踏まえ、文言を一部修正しました。
7		「配偶者等からの暴力」という文言について、「配偶者やパートナーや交際相手からの暴力」と記載したほうが良い。(計画中に何度も出てきます。)	ご意見の趣旨を踏まえ、注釈を加筆しました。

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方		
8		男女平等参画社会実現のための行動計画としては、3つの重要な視点の前に、以下の重要な視点が保障されることが必要と考える。 ①男女の経済的自立。性別や年齢に関わらず、就業できるようにする。非正規労働者に対する改良措置、働くための手段「保育園・学童保育・介護施設の充実」がまずプランに入れられるべき。 ②だれでもすべての分野に参画する権利が保障され、意思決定の場にも平等に参画できる。	板橋区男女平等参画基本条例の基本理念である「人権の尊重」「個性や能力発揮の機会の確保」「活動方針を決定する過程への参画」「多様な生き方の選択の尊重」「家庭生活と社会活動の両立」を、第四次行動計画においても基本理念と位置づけています。その上で、経済社会の変化、国・都などの動き、区民・事業者等の意識、第三次行動計画の進捗状況などを考慮して、計画の実施にあたっての重要な視点として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の充実」「生活困難を抱える人々への対応」を掲げました。		
9	計画の 理念と めざす 姿	ワーク・ライフ・バランス・両立支援の原点は、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる就労の確保が前提であると考え。ワーク・ライフ・バランスも重要だが、女性の安定した就労について具体性のある施策を示すことが重要。	働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会を実現することは、第四次行動計画における重要な課題として認識しており、「めざす姿2」の目標として位置付け、均等な機会と待遇の確保促進等、企業の意識向上に向けた働きかけとともに、働きたい区民が多様な能力の発揮を可能にするための支援を進めます。その上で、「めざす姿3」により、働き方の見直しや働きやすい環境整備等、ワーク・ライフ・バランスを実現していくための取組を推進してまいります。		
10		ワーク・ライフ・バランスは問題解決の一方法・手段でしかない。女性が働くことへ支援と理解が不可欠であり、最大の理解と協力を示さねばならないのは、パートナーである男性である。この行動計画が誰に理解を求め、誰に協力を求めているかを明確にすべき。	働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会を実現するために、均等な機会と待遇の確保促進等、企業の意識向上に向けた働きかけとともに、働きたい区民が多様な能力の発揮を可能にするための支援を進めます。その上で、働き方の見直しや働きやすい環境整備等、ワーク・ライフ・バランスを実現していくための取組を推進していくと同時に、意識啓発に向けた取組を進めます。 板橋区男女平等参画基本条例では、男女平等参画社会の実現のために、区の責務、区民の責務、事業者・民間団体の責務等を定めています。計画の推進にあたって、だれに何を求めているのかを明確にしなが事業を進めていきます。		
11	課題 1	「男女平等意識の普及・啓発」「男女平等推進センターの機能充実・活性化」とともに、予算と切り離しては考えられないが、第三次行動計画での実績を踏まえ、第四次行動計画期間内の見通しはどうなっているのか。	第三次行動計画での実績・反省を踏まえながら、事業内容、方法の見直しを進め、課題解決につなげるためのより効果的な事業展開を進めます。		
12	課題 1	取組 1	例えば家庭向けに男女平等の副読本を作成・配布するなど、男女平等条例を区民に知らせる工夫も考えて欲しい。(参考;福島県では高校生に男女平等副読本を配布している。)	先進事例等も参考にしながら、年代や状況等に応じた普及・啓発方法の工夫を進めます。	
13	課題 1	取組 1	「年代や状況等に応じた効果的な普及・啓発方法の工夫」とは、具体的にどんなことをしようとしているのか。	例えば、学童向け、若者向け、子育て世代向け、高齢者向けなど、それぞれの状況や課題に応じた内容やデザインでの、普及・啓発・広報などを検討・順次実施することを計画しています。	
14	めざす 姿 1	課題 1	取組 4	「商連や産連等との連携」について、具体的な計画を出してほしい。連携したら何らかの特典があれば参画は進むと思う。	各団体やメンバーのニーズ等も調査・把握し、効果的な連携方法を調整・検討して、順次展開してまいります。
15			国際的な女性差別問題に関する啓発・勉強会などを行うこと。	取組の中で検討してまいります。	
16		課題 2	取組 9	「人権教育」の中で「男女平等」の実践的な教育がどのように行われるのか、男女混合名簿の活用・性教育等を含め、具体的に示してほしい。	小・中学校での男女混合名簿の推進をします。また、引き続き、発達の段階にあわせた「性に関する指導」を通じて、次の三点について児童・生徒を育成し、男女の性差と互いに協力し合うことの重要性を学びます。①母性、または女性としての自己の認識を確かにする。②「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく、男女の人間関係を築くことができるようにする。③家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し対処する資質や能力を養う。

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
17	課題 2	取組 9 「性や生」とは何か、わからない。	「性や生」という表現で想定していた「性教育及び健康教育」については、課題7「生涯にわたる心とからだの健康支援」に整理したため、文言を削除しました。
18	課題 2	取組 9 ①各学年に合った平等教育がされるよう提案する。 ②「日常の授業の中における男女平等に配慮した指導の推進」について、各校長に内容についての報告提出義務を要求したい。	①引き続き、小・中学校では、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たすことの重要性などについて指導の充実を図ってまいります。 ②各学校では人権教育全体計画を作成しています。その中に「男女平等教育」について盛り込むよう、教育委員会から指導しています。教育委員会は指導室訪問時等に各学校の人権尊重教育が全体計画通りに適正に行われているかを確認してまいりますので報告提出については考えていません。
19	課題 2	取組 10 学校問題イコール教育委員会問題であるという側面が否めないが、「教育に携わるもの」の中で、教育委員会の教育がどのように行われるか示してほしい。	教育委員会は公立学校が定める教育課程について、法に則って行われるよう指導をしていきます。また、学校個々が抱える諸問題について、迅速・誠実に対応できるよう支援して参ります。
20	課題 3	取組 11 審議会委員等への女性の参画促進が、第三次行動計画の目標に達しなかった問題点はどこにあるのか。具体的な取組内容及び目標数値を示してほしい。	
21	課題 3	取組 11 第三次行動計画において目標達成に至らなかった政策・方針決定過程における女性の参画促進(平成20年度までに35%以上)について、具体的施策への反映(積極的取組)が素案に見当たりません。	第四次行動計画においては、区の審議会等における女性委員の割合を40%以上とする目標を掲げています。これは板橋区基本計画における成果指標でもあります。 第三次行動計画期間において目標達成に至らなかった反省も踏まえ、この目標達成に向けては全庁的に取り組む体制を構築するとともに、今後、ご提案内容も含め、より具体的な方策を定めてまいります。
22	課題 3	取組 11 ①区の審議会における女性委員の比率について、「あて職」は理由にならない。団体推薦を女性にしよう願う、公募委員を増やすなどの方法が考えられるはず。 ②例えば自治基本条例のように住民に身近な事項に関わる委員には男女や年齢まんべんなく選ぶという「アフターマティブアクション(ポジティブアクションをもっと進めて優遇措置)」施策を活用してほしい。自治基本条例がうまく機能するためには、住民は男性ばかりではなく、半分は女性であることを認識して	
23	課題 3	取組 11・12 ①審議会等ではどうしても女性の意見は男性の意見に負けてしまう恐れがある。女性だけの意見を聴く場、意見聴取も必要。意見が50%になるように聴取方法を見直す。 ②女性の参加しやすい時間に各種施策の説明会を行うこと。	審議会等の女性参画40%以上をめざすとともに、実質的に男女双方の意見が反映されるような取組を検討します。
24	課題 3	①町会・自治会は世帯単位はやめて欲しい ②町会連合会女性部という言い方が男女の役割を固定化させてきた。	それぞれの団体の自主性も尊重しながら、男女平等参画が地域からも進むよう、取組を検討してまいります。
25	課題 3	町会・自治会・商店街連合会等の組織は、一般区民に広く開放されている状況にはなく、閉鎖社会である。区民の区政参加についての行政の役割は、これらの既成の組織の民主化を図るための指導・助成をすることではないか。	それぞれの団体の自主性も尊重しながら、男女平等参画が地域からも進むよう、取組を検討してまいります。
26	めざす姿2 【成果指標】	「男女雇用機会均等法は職場で守られているか」という指標がまず必要だと思う。	第四次行動計画における指標は、計画期間における成果を図るために、「板橋区区民満足度調査」「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」など、既存のデータを基に設定いたしました。しかしながら、現状の把握は必要と認識していますので、今後検討してまいります。

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
27	課題 4	<p>社会(会社)での男女平等を目指した結果、就業条件はかなり厳しくなった反面、給与面は男性と同等とは思えない。仕事がつく、やめていく女性が多い。</p> <p>自立して働く自己実現もあると思う一方、家庭に入って専業主婦になる自己実現もあると思う。社会進出して働くことだけが個性を伸ばすことと規定せず、家庭に入ることも尊重してこそ、民主的で自由主義的といえると思う。女性の真の幸福を一元的ではなく二元的に考えて進めてほしい。</p>	<p>第四次行動計画においては、働く場における男女の均等な機会と待遇の確保促進に向けた取組とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めます。</p> <p>また、板橋区男女平等参画基本条例では、「自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること」が基本理念として定められており、第四次行動計画もこの基本理念に基づいて策定しています。</p>
28	課題 4	<p>【現状と課題】</p> <p>最初に、「就業は生きるための権利である。本来人間は性別、年齢、障がいの有無に関わらず、就業できなければ生きていけない。就業がなければ、能力発揮はできない。本末転倒といわざるを得ない。」を挿入する。</p> <p>第3段落に「男女ともに」を挿入し(このパラグラフ自体が男女差別を感じさせるため)、文末を「充実が必要不可欠です。」に修正する。</p> <p>最後の段落に、「実現した事業者への具体的な優遇処置」を挿入し(事業者が守った場合は税制等で特典を与えなければならない、いつまでも努力義務では進まないため)、「就業を望む女性」を「人が性別、年齢に関係なく」に修正する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、文章を一部修正しました。</p>
29	めざす姿 2 課題 4	<p>①就業機会確保のための就職支援体制と同時に、募集・採用・賃金格差の解消・間接差別の禁止等の行政からの指導が必要</p> <p>②ポジティブアクションを推奨するための、取組への評価、表彰や税制等の優遇措置を含む支援等、具体的な推進体制がのぞましい。</p> <p>③非正規雇用における雇用環境の整備問題を大きな取組課題に位置づけてほしい。非正規労働者に対する処遇や労働条件の確保は必須課題、相談窓口の設置や正規雇用に向けた職業訓練支援等、具体的取組を加えてほしい。</p>	<p>雇用関係、賃金等の労働に関しては、法律で所掌、権限が定められており、国の事務となっています。</p> <p>今後、国や都との連携をさらに進めるとともに、区でできる取組について検討を進めてまいります。</p>
30	課題 4 取組 1 4	<p>「普及・啓発」の成果、結果を問うためには、報告義務を果たしたらポイントをつけるなどしないと、言いっぱなしで終わる。CSR(企業の社会的責任)を調査し、指導・啓発し、成果を調査しなければ無意味ではないか。表彰はあまり効果がないと思うが、税制上の優遇等をすれば効果がある。中小企業でも男女比が均衡(バランス)を保っている企業は、申し出れば何らかの優遇措置をするとしてほしい。</p>	<p>今後の取組の中で検討してまいります。</p>
31	課題 4 施策の 方向 7	<p>「女性のチャレンジ支援」は「男女ともにチャレンジできるように」に修正する(男女平等参画行動計画ですから、男性も育休をとることが平等です。)</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、文章を一部修正しました。(育児・介護休業制度の普及・啓発については、取組35「意識啓発に向けた支援」の中で推進してまいります。)</p>
32	課題 4 取組 1 6	<p>「就職・再就職に向けた」を「雇用に向けた」に修正する(例えば、雇用した場合、優遇措置をとる)。</p>	<p>取組16では働きたい女性に向けた支援・取組を記載しています。事業者に向けた取組については、取組14「企業・事業所への普及・啓発」、取組29職場の環境整備に向けた支援」、取組30「推進企業・事業所に対する顕彰」の中で検討してまいります。</p>
33	課題 5 【現状と課題】	<p>第2段落に「人間として人権が守られるようにする。」を挿入(これが保障されて初めて安心して生活できるのではないのでしょうか)。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、文章を一部修正しました。</p>

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
34	課題 5	女性の貧困問題を解決すること。	貧困問題の解決については、区単独では解決できない課題もありますが、第四次行動計画では「生活困難を抱える人々への対応」を重要な視点として掲げており、区のさまざまな事業・施策について、この視点に則って実施してまいります。
35	課題 5	取組 1 9、 2 0、 2 1 これまでどのようなことをしてきたのか、まだ困難であると思うが、今後何をしようとしているか、実効性のある支援がなければ生存できない。	今後もさまざまな困難を抱える人々が必要とする支援が行えるよう、十分検討してまいります。
36	課題 5・ 6	保育園・学童保育、高齢者施設問題は、めざす姿3「仕事と生活の調和」という観点からではなく、まずは生活を維持する上で必要な措置として位置づける必要があると考える。「さまざまな困難を抱える」には、ひとり親、高齢者に限らず、非正規労働者、低賃金労働者、家族労働者等が含まれるはず。	保育園・学童保育、高齢者施設等の環境整備は、めざす姿2とめざす姿3の両方に係る重要な課題だと認識しています。第四次行動計画では、ワーク・ライフ・バランスの推進をすべての区民の方に関わる課題と位置づけ、めざす姿3で整理いたしました。計画の推進にあたっては、めざす姿2の視点にも十分配慮して、事業・施策を実施してまいります。
37	めざす姿2 課題 5・ 6	高齢者の施策については、主として元気な高齢者を対象としている感が否めない。「家から出られない」、「一人ぼっち」、「孤独死」等が社会問題となっているが、小学校校区規模での気軽に立ち寄れる場所づくり、声かけの取組等、より身近な草の根型の取組が必要とされているのではないかと。	施策の方向16「高齢者・障がい者とその家族を支援する福祉サービスの充実」で、高齢者等を地域全体で支える取組について検討・実施してまいります。
38	課題 6	「包括支援センター」など良い制度だと思うが、「老人クラブ」などソフト面での古い制度が広く開放的でない地域も多いので、指導する必要があると思う。啓発・成果の公表を義務化してほしい。	男女平等参画が地域からも進むよう、それぞれの団体の自主性も尊重しながら、普及・啓発に努めてまいります。
39	課題 7	【現状と課題】 最後の行「健康教育」を「健康教育ならびに性教育」に修正する。	文言を一部修正しました。女性健康支援センターにおいても、思春期講座や思春期の相談等の事業は展開していますが、性教育の充実については取組27「健康に関する正しい理解の促進」の中の「学校における性教育の推進」や「エイズ予防講演会」「性感染症に関する啓発」といった事業等を中心に進めてまいります。
40	課題 7	取組 2 7 例えば女性の場合、薬物の影響が胎児に及ぶこともあることから、健康に関する正しい理解の促進の中に、「薬物」に対する問題を加えてほしい。	第四次行動計画では、「薬物乱用防止に関する啓発」を具体的事業に位置づけ、取組を推進します。
41	課題 7	取組 2 7 学校における性教育の推進は、年齢にあった教育を除々に進めていくことが重要。	引き続き、児童・生徒の発達の段階を踏まえた性に関する指導の適切な実施を進めます。

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
42		<p>「男女が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を保ち活躍できる社会」の推進に異議を唱えるものではないが、今なぜ「ワーク・ライフ・バランス」の普及と推進が課題となるのか、現実社会との乖離を問題視せざるを得ない。</p> <p>①現実社会は働くことが困難であり、自立して自らが食べていくことのできない社会が構築されており、行政として必要な支援は第一に就労の条件を整備することなのではないか。</p> <p>②「女性に正規の職を」「男性と同等の賃金を」「子どもを持ち、高齢の親を抱えても働き続けることのできる体制作りを」といった具体的な施策をこそ望まれているのではないか。</p> <p>③ワーク・ライフ・バランスの恩恵を受け得るのは、大企業に働くいわゆる男女総合職だけで、特に中小企業の多い板橋区においては、圧倒的多数の人にとって机上の空論ではないのか。</p> <p>④そうした土台を整備するという前提を明確にした上で、ワーク・ライフ・バランスの推進を掲げてほしい。</p>	<p>働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会を実現するために、均等な機会と待遇の確保促進等、企業の意識向上に向けた働きかけとともに、働きたい区民が多様な能力の発揮を可能にするための支援を進めます。そのうえで、働き方の見直しや働きやすい環境整備等、ワーク・ライフ・バランスを実現していくための取組を推進してまいります。</p> <p>厳しい現状は認識していますが、ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女平等参画社会実現のため、男性の参画にとっても女性の参画にとっても必要だと考えています。</p>
43	めざす姿3 【成果指標】	<p>いずれも現状の認知度や割合が低い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワーク・ライフ・バランス」は、男女雇用機会均等法が十分に機能していないのに、ワーク・ライフ・バランスどころではない。</li> <li>・地域社会活動については、ベビーブーマー世代が地域に参入したのはよいが、女性が主に築いてきた地域社会に男性が企業感覚を持ち込んでいることにも注目してほしい。また、古い制度にしがみついている住民の意識改革も必要である。地域を巣立ってきたのはほとんどが女性であり、地域を知り、ボランティア精神が身につけている人が前面にならないと、地域は育たない。町会・自治会への出前講座などを提案する。</li> <li>・保育園の待機児童数が極端に多い。早い対応を。</li> </ul>	<p>計画期間内に目標を達成できるよう、着実に計画を推進してまいります。</p>
44	課題8	<p>「ワーク」と「ライフ」の定義が定着していない。</p> <p>ワークについては、現実にはサービス残業があり、日本のただならぬ労働も問題化されてきている。産休・育休後の職場復帰や育児期間の短時間労働が、差別なく保障されなければ、ワーク・ライフ・バランスは成り立たない。</p> <p>ライフについては、育児や介護がライフに入るとすれば、ライフがワークになってのしかかってくる。</p> <p>国は少子化対策のつもりであると聞くが、言葉だけが上滑りし、今の日本では実現不可能ではないか。</p>	<p>「ワーク・ライフ・バランス」の意義について、事業者や働く方をはじめ、広く区民の理解を得るための取組を進めるとともに、就労支援や子育て・介護支援に係る施策等との密接な連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。</p>
45	課題9 12	<p>「経営者等の」を「経営者、従業員両者の」に修正する。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進のための職場環境整備には、特に経営者層の意識改革が不可欠であるため、あえて「経営者等」と記載しました。職場風土の改善等には、従業員の意識改革も不可欠ですから、取組の実施にあたっては、配慮して進めてまいります。</p>
46	課題9 13	<p>事業者に対し、表彰制度くらいではワーク・ライフ・バランスの推進は難しいのではないか。例えば、区報掲載、税制上の優遇など、板橋区の中小企業に対し、実現可能な取組を提示する必要がある。</p>	<p>取組の実施にあたっては、表彰制度にあわせ、事業者にインセンティブを与えるさまざまな方策を検討してまいります。</p>
47	課題10 11	<p>取組「多様な労働時間に対応可能な保育時間の設定」を追加する。</p>	<p>第四次行動計画では、具体的な事業として「延長保育の拡充」等を掲げています。</p> <p>多様化するニーズに対応する事業等について、取組の中で検討してまいります。</p>

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
48	課題 1 0	子育てを若者・高齢者のボランティア(有償等)の投入で行うこと。	「板橋区次世代育成行動計画(後期計画)いたばし子ども未来応援プラン(平成22年度～26年度)」では、地域の子育て力を向上させる仕組みづくりを重点施策として掲げています。第四次行動計画の推進にあたっては、この計画との整合を図りながら取組を進めます。
49	課題 1 1	「男女がともに家庭生活に参加するための支援」を「男女がともに家庭生活を行う(担う)ための支援」または「男女が協力して家庭生活を行う(担う)ための支援」に修正する(参加という表現自体が平等の理念から外れている。家庭生活は家庭を構成するもの全員(乳幼児は除く)が等しく行うもの)。	ご意見の趣旨を踏まえ、文章を一部修正しました。
50	【 課題 1 1 と 課題 】	「男性の家事・育児への参加が進んでいない」を「男性が家事・育児をしていない」と修正する(「参加」は根本的に間違い。特に育児については、父親は育児の当事者そのものであり、その責任は母親と同等である)。	ご意見の趣旨を踏まえ、文章を一部修正しました。
51	めざす姿 3 課題 1 1 取組 3 5	区内の小学校、中学校、高等学校の家庭科などの学習(または、HR、課外活動)を追加する(家事・育児・介護は、女性だけがするものでなく、当然男性もすべきことを子どもときから学習することが男女平等参画社会の基盤である)。	引き続き、小・中学校では、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たすことの重要性などについて指導の充実を図ってまいります。
52	課題 1 2 取組 3 6	町会・自治会が世帯単位であることをやめて、構成員は成人男女としなければならない。	男女共同参画が地域からも進むよう、それぞれの団体の自主性も尊重しながら、取組を進めてまいります。
53	課題 1 2 取組 3 6	町会連合会、大きな町会・自治会に対し、区主催の出前講座を実施する。 町会連合会への参加は、男女双方または年度ごとに男女交互にする(地域活動の実働は女性が多く担ってきましたが、すべて男女平等に参画し、代表も男女双方が交互とするよう指導しなければ、日本社会の不平等の伝統は変わりません)。	それぞれの団体の自主性も尊重しながら、連携の方法等を検討し、男女平等参画が地域からも進むよう取組を進めてまいります。
54	めざす姿 4 課題 1 1 取組 3 6	「男女の平等と人権が尊重される社会」をほぼDV問題とするのは、少し乱暴ではないか。DVは大きい問題だが、同時に狭い範囲の問題でもある。区のDV基本計画は別立ての計画として独立させるべきものとする。「男女の平等と人権の尊重」は、大部分をDV問題が占めるほど狭義の問題ではなく、基本理念に示されているように、この行動計画の柱となるべき問題である。	「男女の平等と人権が尊重される社会」は第四次行動計画の四つの大きな柱の一つと位置づけており、引き続きDV以外の課題についても取組を進めてまいります。 一方で、板橋区ではDVに対する対策を喫緊の課題として位置づけています。第四次行動計画では、DVが重大な人権侵害であることに加え、男女平等参画についての社会的認識がその根底・原因にあることから、重要な視点の一つとしたものです。DVに重点的に取り組むことで、他の課題解決にもつながるよう、総合的、計画的に施策を推進してまいります。
55	課題 1 1 取組 3 6	DV被害者の支援は、相談から緊急保護、自立支援とワンストップの受け止め方が必要です。 二次被害防止のための、実効性のあるプランをお願いするとともに、待ったなしに実行してほしい。	DV被害者に対する切れ目のない支援を速やかに実施するため、重点的に取組を進めます。
56	課題 1 1 取組 3 6	家庭、職場で、女性に対する差別的言葉、態度の防止を啓発し、言葉の暴力や態度の暴力をなくすこと。	身体的暴力に限らず、あらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた取組を進めます。
57	計画を推進するための仕組み 方策 1	第三次行動計画期間で実施に至らなかった「男女推進員」について、素案にその結果に基づいた反映の施策が見当たりません。	第三次行動計画の反省を踏まえ、第四次行動計画では、計画の推進に向け、全庁的に取り組む体制の構築を進めます。その中で、各職場における男女平等参画の推進役となる人材の選定・育成等も検討します。

素案の 該当部分		質問・意見	区としての考え方
58	方策1	板橋区に男女平等の理念が根付かない原因として区民一人ひとりの意識の希薄さが考えられる。例えば町会単位で公募・推薦された区民を「男女平等推進委員」として委嘱し、地域における啓発・広報の担い手とすることで、かつ区民一人ひとりの意識に男女平等意識の重要性を根付かせることに大いに役立つと思われる。	計画の推進にあたっては、これまで以上に区民との協働・連携が不可欠と考えています。区の現状を踏まえ、効果的な方策について、検討してまいります。
59	方策2	10年ほど前は区職員向けにセクハラ・パワハラ研修が行われていた。区職員の男女平等参画研修の継続など、職員が男女平等参画を推進するよう働きかけてほしい。	引き続き、男女平等参画の視点からの職層研修、職場研修等の充実により、区職員の意識啓発に努めます。
60	方策2	「男女平等参画」の大切さを広く理解し、行動に結びつく社会に向けて、自治基本条例の中にもおり込み、あらゆる場面に挿入するようにしたい。	具体的な内容・記述について、今後広範な議論のもと検討していく必要があると考えています。
61	計画を推進するための仕組み	(区役所はじめ) ①職場における女性へのパワーハラスメント防止啓発等の推進及び苦情・相談の受付の充実・啓発等。 ②男性優位の職場での女性の意見を公平に十分に聞くようにすること。	区においては、引き続きセクハラ・パワハラ研修を各職層に対して実施し、職員の意識啓発を進めます。また、引き続き、男女双方の意見を公平に十分に聞くとともに、必要な苦情・相談体制も整備しています。 区民については、苦情・相談体制の周知・充実を行うとともに、事業者に対する啓発を行います。
62		(区役所はじめ)女性の少ない職場、男性優位の職場における女性の労働安全衛生の推進、労働継続の推進。	区においては、引き続き職場の労働安全衛生の推進、労働継続の推進を行います。 区内事業者に対しては、男女平等参画の視点から必要に応じ啓発を行います。
63		女性差別撤廃条約選択議定書(29条国際的な苦情処理に関する事項)の締結を国に訴える。	国等との連携については、機会を捉えて、必要な働きかけを行ってまいります。
64	パブコメについて	パブリックコメントの手続き上の意見 ①意見の募集期間が2週間では短い。 ②資料は必要な人に配布してほしい(①パソコンからだけでは入手できない人がいる②閲覧用の部数が少ない)。 ③素案説明会を開催してほしい。	第四次行動計画策定に関わるパブリックコメントは、東京都板橋区区民参加推進規定第4条から6条までに規定する区民参加の機会の提供方法において定められている「実施基準」に則り、実施しました。しかしながら、ご指摘の点、ご意見を踏まえ、今後は、検討・改善してまいります。また、計画の推進にあたっては、広く区民の皆さまのご意見を反映できる方策について、検討してまいります。
65	その他	第四次行動計画と異なるご意見・要望等	所管課に伝えました。